

# 学位申請の手引

弘前大学大学院地域社会研究科

## 目 次

### ◇ 学位関係学内規則（抄）

弘前大学大学院学則	-----	1
-----------	-------	---

弘前大学学位規則	-----	2
----------	-------	---

◇地域社会研究科履修案内（抜粋）	-----	4
------------------	-------	---

◇ 弘前大学大学院地域社会研究科における 学位論文審査方法等に関する申合せ	-----	5
--	-------	---

◇ 学位論文審査日程等の概要	-----	8
----------------	-------	---

◇ 学位論文の形式及び提出書類等について	-----	9
----------------------	-------	---

#### （諸様式）

- 規則様式第1号 「学位論文審査願」
- 規則様式第2号 「学位申請書」
- 規則様式第3号 「論文目録」
- 規則様式第4号 「履歴書」

- 様式第 1 号 「予備審査申請書」
- 様式第 2 号 「学位論文内容の要旨」
- 様式第 3 号 「共著者の同意書」
- 様式第 4 号 「予備審査申請書」
- 様式第 5 号 「業績目録」
- 様式第 6 号 「学位論文内容の要旨（母国語以外）」
- 様式第 7 号 「研究履歴証明書」
- 様式第 8 号 「予備審査結果通知書」

## 学位関係学内規則（抄）

### 弘前大学大学院学則

（博士論文）

第 21 条 博士論文は、在学期間中の所定の期日までに提出しなければならない。

2 博士課程においては 4 年以上、博士後期課程及び後期 3 年博士課程においては 3 年以上在学し、かつ、所定の単位を修得し、前項の期間内に博士論文を提出しなかった者については、本人の願い出により、単位修得証明書を交付することができる。

（最終試験）

第 23 条 最終試験は、博士論文、修士論文又は学修の成果を中心とし、これに関連のある科目について行う。

（後期 3 年博士課程の修了要件）

第 27 条 後期 3 年博士課程の修了の要件は、後期 3 年博士課程に 3 年以上在学し、当該研究科教授会等の議を経て、学長が定めるところにより、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、後期 3 年博士課程に 1 年(2 年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて 3 年)以上在学すれば足りるものとする。

## 弘前大学学位規則

(博士の学位授与の要件)

- 第4条 博士の学位は、本学大学院の博士課程、博士後期課程又は後期3年博士課程(以下「博士課程」という。)を修了した者に、学長が授与する。
- 2 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本学大学院博士課程を経ない者であっても、学位論文を提出して学位授与を申請し、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された場合は、学長がこれを授与する。

(学位論文の提出)

- 第5条 大学院学則第25条から第28条の規定に基づき、修士又は博士の学位論文の審査を申請する者は、学位論文審査願(様式第1)に論文目録(様式第3)、学位論文、履歴書(様式第4)及び国立大学法人弘前大学の研究活動の不正行為への対応に関する規程(平成19年規程第14号)第5条第3項に規定する研究倫理教育(以下「研究倫理教育」という。)の受講を証明する書類を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 2 第4条第2項の規定に基づき、博士の学位授与を申請する者は、学位申請書(様式第2)に学位論文、論文目録(様式第3)、履歴書(様式第4)、研究倫理教育の受講を証明する書類及び学位論文審査手数料57,000円を添え、当該研究科長を経て学長に提出するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから1年以内に学位論文の審査を申請する場合は、学位論文審査手数料の納付を免除する。

(学位論文審査の付託)

- 第6条 学長は、前条の申請を受理したときは、研究科長に通知し、研究科長はこれを当該研究科教授会又は研究科委員会(以下「研究科教授会等」という。)の審査に付さなければならない。

(学位論文)

- 第7条 学位論文は、自著1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
- 2 審査のため必要があるときは、学位論文の副本、訳文、模型又は標本等の材料を提出させることがある。

(受理した学位論文及び学位論文審査手数料)

- 第8条 受理した学位論文及び学位論文審査手数料は、返付しない。

(審査委員)

第9条 研究科長は、学位論文が審査に付されたときは、研究科教授会等の議を経て、当該研究科担当の教授(以下「教授」という。)のうちから、主査1名及び副査2名以上の審査委員を選出して、その審査を委嘱しなければならない。

- 2 研究科長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、研究科教授会等の議を経て、教授以外の当該研究科担当の准教授、講師又は助教を審査委員に委嘱することができる。
- 3 学位論文の審査に当たっては、当該研究科担当以外の教員の協力を得ることができる。

(審査期間)

第10条 修士の学位論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

- 2 博士の学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、学位論文又は学位授与の申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者か否かを決定できるよう終了しなければならない。ただし、第4条第2項の規定により学位授与を申請した者については、特別の理由があるときは、研究科長は、研究科教授会等の議を経て、その期間を延長することができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を研究科長に報告しなければならない。

(研究科教授会等の認定)

第14条 研究科長が、研究科教授会等の議を経て学位を授与できる者と認定するには、構成員(海外出張中、休職中、その他、研究科長が研究科教授会等の議を経て、やむを得ない理由があると認めた者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、その3分の2以上の賛成がなければならない。

- 2 研究科長が、研究科教授会等の議を経て、必要と認めるときは、当該研究科教授会等の構成員以外の当該研究科担当の教員を出席させることができる。

(研究科長の報告)

第15条 研究科長は、研究科教授会等の議を経て、学位授与の可否について認定したときは、修士又は博士にあつては学位論文に学位論文審査要旨及び最終試験又は学力確認の結果を、教職修士(専門職)にあつては学修の成果の審査結果を添えて、学長に報告しなければならない。ただし、当該認定において、学位を授与できない者と認定したものについて、最終試験又は学力の確認を要しないものであったときは、当該結果の添付を要しないものとする。

## [履修案内からの抜粋]

### I. 概要

#### 4. 博士論文提出資格，修了要件及び学位

##### ①博士論文提出資格

所定の単位（16単位以上）を修得し，かつ，レフェリー付きの学会誌等に本人筆頭の論文を1編以上提出した者に，博士論文を提出する資格を認める。

##### ②修了要件

3年以上在学し，所定の単位（16単位以上）を修得し，必要な研究指導を受けた上，学位論文の審査及び最終試験に合格することとする。

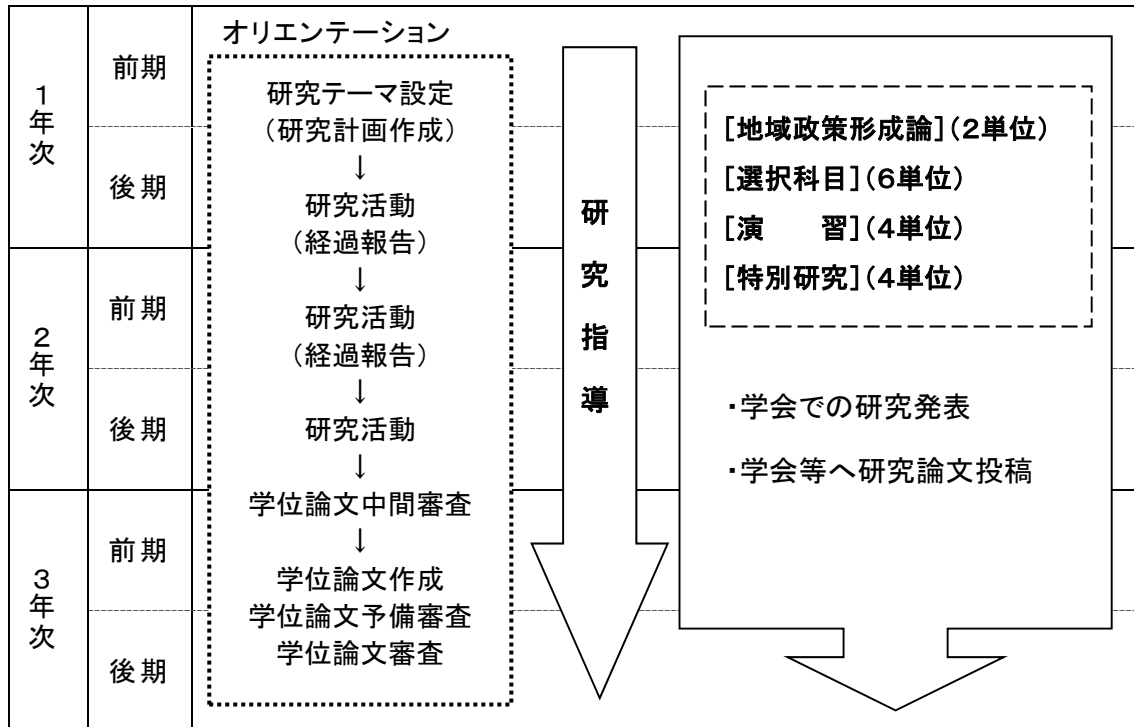
ただし，優れた業績を上げた者については，研究科に1年（2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては，当該在学期間を含めて3年）以上在学すれば足りるものとする。

##### ③学位

本研究科を修了した者には，博士の学位を授与する。学位に付記する専攻分野の名称は，「学術」とする。

### II. 履修方法

学生が所定の期間内に学位が取得できるように，下図のような履修方法が行われます。



○弘前大学大学院地域社会研究科における学位論文審査方法等に関する申合せ

(平成 16 年 4 月 8 日 研究科委員会決定)

改正 平成 31 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この申合せは、弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則の論文審査の方法等について定める。

(予備審査)

第 2 条 弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則（平成 19 年 4 月 1 日制定）（以下、「細則」という。）第 5 条に定める論文の予備審査は、次の各号に掲げるところにより行う。なお、細則第 4 条第 1 項申請者に、論文内容の質疑を中心とした面接を行うものとする。

- (1) 学位論文を執筆するに相応する学識等を有しているか
- (2) 細則別表第 1 及び別表第 2 に定める学位論文の草稿の内容等が、学位申請論文として適合しているか

(審査基準)

第 3 条 論文の審査は、次の各号に掲げる基準により行う。

- (1) テーマ設定の適切性  
論文のテーマの設定が適切であり、論文作成の意図及び問題意識が明確であること。
- (2) 理論的貢献  
関係研究領域の国内外における学説を踏まえ、かつテーマに合った理論的考察を含み、地域社会発展に寄与する内容であること。
- (3) 論述の適切性  
論文の記述（本文、図、表、引用、文献等）が適切であり、首尾一貫した論理構成になっていること。また、事例と分析理論が整合性をもち、それらの表現が読者に対して理解しやすく説得的であること。
- (4) 独創性  
論文のテーマ及び内容が、地域社会研究の新たな枠組みを提示する独創性を有すること。
- (5) 資料の適切性  
文献、ホームページ情報等の資料の引用が著作権を侵害（剽窃、無断引用等）することなく適切に行われていること。また、参考とする文献や資料とした調査研究対象に関する人権侵害などの研究倫理上の問題に対して細心の注意が払われていること。



(その他)

第4条 この申合せに定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この申合せは、平成17年10月 5日から施行する

附 則

この申合せは、平成24年11月28日から施行する。

附 則

この申合せは、平成26年10月29日から施行する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から施行する。

## 学位論文の提出資格、形式及び申請手続きについて

(平成 31 年 3 月 1 日 地域社会研究科教授会決定)

改正 令和 2 年 6 月 24 日

弘前大学大学院地域社会研究科における学位論文の形式及び申請手続きについては、弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則（平成 19 年 4 月 1 日制定）（以下、「細則」という。）及び弘前大学大学院地域社会研究科における学位論文審査方法等に関する申合せ（以下、「申合せ」という。）に定めるもののほか、以下のとおりとする。

### 1. 申請資格

細則第 4 条の各号に応じ、申請者は原則として単著又は筆頭執筆者である以下の表の申請論文に関連する論文数を有することとする。

細則第 4 条	提出該当者	申請する論文に関連する論文数	左のうち全国規模の査読付学会誌に掲載された論文数
第 1 号申請者	—	1	1
第 2 号又は第 3 号申請者	大学学部卒業者	5	1
	修士課程又は博士前期課程修了者	3	1

### 2. 申請手続き

細則別表第 1 又は第 2 の予備審査又は審査に定める各提出書類及び所定の学位論文審査手数料は、所定の期日までに人文・地域研究科教務グループ（大学院担当）に提出すること。

### 3. 形式

#### (1) 浄書

申請論文が、学会誌等で既に印刷公表又は受理された論文（単著・共著とも）の場合は、学位申請のための自著論文の形式に書き改めて提出すること。

この場合、審査の参考資料として、別刷り又は掲載予定原稿の写しを添付すること。

#### (2) 用紙・体裁

学位論文及び提出書類（参考論文と戸籍抄本は除く。）の書式は A 4 版、明朝体、活字の大きさは 11 ポイント、1 ページの行数は 38 行、1 行の文字数は 38 字とし、ワープロ又はタイプ浄書したもので、学位論文内容の要旨は、別紙記入例のとおりとする。また、学位論文が英文の場合、空白は W スペースとする。

#### (3) その他

論文目録記載の番号と添付した別刷りの番号を一致させ、各別刷りの表紙の右上にその番号を付すこと。

学位論文審査願、論文目録、学位論文内容の要旨、論文審査の要旨等に記載する学位論文の題名（目）は、一致させること。

## 学位論文審査日程等の概要

弘前大学大学院地域社会研究科

事 項	時 期 (※9月修了の場合)	概 要	申請者	主指導 教員等	研究科 教授会
学位論文予備審査の申請 ↓	10月末まで (4月)	予定稿が学位申請論文として適合するかの予備審査を申請する。	○		
学位論文予備審査の審査結果報告 ↓	11月教授会 (5月)	予定稿を予備審査し、審査結果の報告を行う。		○	○
学位論文審査の申請 ↓	12月第2金曜日まで (6月第2金曜日)	学位論文審査願、学位論文等の申請書類を提出する。	○		
審査委員選出、審査会の設置 ↓	12月教授会 (6月)	主査1名、副査2名の審査委員を選出し、審査委員は審査会を構成し、主査は審査会を統括する。		○	○
学位論文審査、最終試験 ↓	12月教授会以降 (7月教授会以降)	審査会は論文審査、最終試験を行う。		○	
公開審査会の実施	2月 (8月)	学位論文審査のための公開審査会を実施する。	○	○	
学位論文審査並びに最終試験の結果報告 ↓	2月 (8月)	審査会における学位論文審査結果を所定の様式により報告する。		○	
学位授与認定審議・議決 ↓	3月教授会 (9月)	学位論文として認定するかについて審議し、議決を行う。		○	○
学長への報告 ↓		研究科長から、学長へ報告し、申請者に議決結果を通知する。			
学位授与	3月学位授与式 (9月末)				

学 位 論 文 審 査 願

年 月 日

弘 前 大 学 長 殿

研究科（専攻）

氏 名

㊟

本学学位規則第5条第1項の規定に基づいて、下記のとおり提出いたしますので、  
審査くださるようお願いいたします。

記

論 文 目 録 部

学 位 論 文 部

参 考 論 文 部

履 歴 書 部

学 位 申 請 書

年 月 日

弘 前 大 学 長 殿

氏 名 ㊟

貴学学位規則第5条第2項の規程に基づいて、下記のとおり添付のうえ、博士の学位の授与を申請いたします。

記

論 文 目 録 部

学 位 論 文 部

参 考 論 文 部

履 歴 書 部

学位論文審査手数料 円

論 文 目 録

氏 名

印

学 位 論 文 部

題 名

公表の方法

公表の年月

参 考 論 文 部

(1) 題 名

公表の方法

公表の年月

(2) 題 名

公表の方法

公表の年月

備考

- 1 論文題名が外国語の場合は、和訳を付すること。
- 2 参考論文が2種以上ある場合は、列記すること。
- 3 論文が未公表の場合は、公表予定の方法及び時期を記入すること。
- 4 論文が雑誌等で公表済みの場合は、その刊行物名、巻、ページ及び年月を記入すること。

履 歴 書

本 籍

現住所

性 別

氏 名

年 月 日生

学 歴

年 月 日

卒業

年 月 日

入学

年 月 日

卒業

職 歴

年 月 日

年 月 日

研 究 歴

年 月 日

年 月 日

年 月 日

氏 名

㊟

備考

- 1 本籍等は、都道府県名を記入すること。また、日本国籍以外の者は国籍を記入すること。
- 2 現住所は、都道府県名から記入すること。
- 3 学歴は、旧制中学校又は新制高等学校卒業から記入すること。

様式第 1 号

## 予備審査申請書

弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則第 6 条第 1 項に基づき、別紙のとおり予備審査に掲げる書類を提出します。

ふりがな 氏名	(自署又は記名押印)	学籍番号
所属講座名		
主指導教員		
現住所	〒	
連絡先 (メールアドレス・ 電話番号)	メールアドレス： 電話番号：	
学歴		
年 月 日	事 項	
職歴		
年 月 日	事 項	
学会及び社会における活動等		
年 月 日	事 項	



## 学位論文内容の要旨

論文提出者氏名	
(論文題目)	
(内容の要旨)	

※11 ポイント, 1 行 38 字, 1 頁 38 行

## 共著者の同意書

申請者

所 属：大学院地域社会研究科（  
講座）

氏 名：

論文題目

(※1 )

上記論文は、申請者との共同研究によるものであり、申請者がこの論文を用い  
学位申請することに同意します。

年 月 日

所属

氏名

(自署又は記名押印)

※1 英文の場合は（ ）内に和訳を付記すること。

※ 共著者全員の同意書を別葉で作成すること。

様式第 4 号

## 予備審査申請書

弘前大学大学院地域社会研究科における学位規則の実施に関する細則第 6 条第 2 項に基づき、別紙のとおり予備審査に掲げる書類を提出します。

ふりがな 氏名	(自署又は記名押印)	在籍時学籍番号
大学院地域社会研究科 退学年月日	年 月 日	付け退学
研究指導教員		
現住所	〒	
連絡先 (メールアドレス・ 電話番号)	メールアドレス： 電話番号：	
学 歴		
年 月 日	事 項	
職 歴		
年 月 日	事 項	
学会及び社会における活動等		
年 月 日	事 項	

## 業 績 目 録

氏 名

著書、学術論文等の名称	単著 共著 の別	発行又は発表 の年月	発行所、発表雑誌等 又は発表学会等の名称	備 考

## 学位論文内容の要旨（母国語以外）

論文提出者氏名	
(論文題目)	
(内容の要旨)	

## 研究履歴証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、本（研究機関等の名称）において下記のとおり研究に従事していたことを証明する。

年 月 日

（研究機関の長）

職印

記

- 1 研究に従事した期間
- 2 研究に従事した期間の身分（所属・職名）
- 3 研究指導者職名・氏名
- 4 主な研究事項（年代順に役割・分担を明記）

## 予備審査結果通知書

氏 名	
主査又は主指導教員氏名	
論 文 題 目	
予備審査結果と概要	
審査結果	
審査の概要	





# 弘前大学学術情報リポジトリ登録許諾書（博士論文）

令和 年 月 日

弘前大学附属図書館長 殿

所 属 : \_\_\_\_\_  
 カガナ  
 氏 名 : \_\_\_\_\_ (自署)

連絡先  
 住 所 〒

TEL : \_\_\_\_\_  
 E-mail : \_\_\_\_\_

私が執筆した下記の博士論文（全文）について、弘前大学学術情報リポジトリを通じてインターネット上に無償公開することを許諾します。

## 記

論文題目（和文）	
論文題目（英文）	
学位授与年月日	年 月 日
提供方法(媒体)	電子媒体 <input type="checkbox"/> CD <input type="checkbox"/> DVD <input type="checkbox"/> MO <input type="checkbox"/> その他（ ） 紙媒体 <input type="checkbox"/> プリント（電子ファイルがない場合）
ファイル形式	<input type="checkbox"/> PDF <input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> PowerPoint <input type="checkbox"/> 一太郎 <input type="checkbox"/> その他( )
公開希望日 (希望がある場合)	令和 年 月 日 以降
その他	(許諾に関する条件等あれば、記入)

記入上の注意については裏面をご覧ください。

附属図書館 記入欄	受 付 日	令和 年 月 日	登 録 日	令和 年 月 日
	学位記番号	博 第 号	ハンドル	10129/

<注意事項>

1. この許諾書は、博士論文のインターネット公開のため、著作権のうち複製権・公衆送信権について許可を与えていただくものであり、**著作権を移譲するものではありません。**
2. 弘前大学学術情報リポジトリではデータの公開にあたり、データの複製（印刷・ダウンロード等）は、調査研究・教育または学習を目的としている場合に限定されることを明示します。
3. 論文が既に出版社から公表予定または公表済の場合や特許・実用新案等の申請予定がある場合は、下記までご連絡ください。
4. この許諾書に記載いただいた事項は、目的以外の用途には使用いたしません。

連絡先：〒036-8560 弘前市文京町1

弘前大学附属図書館 資料管理グループ

TEL: 0172-39-3156 / FAX: 0172-39-3171 / E-mail: repohelp@hirosaki-u.ac.jp